

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうちCO2削減ポテンシャル診断事業）

診断機関 公募要領

2019年4月

一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合

一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合（以下「組合」という。）では、エネルギー起源CO2の排出を抑制するためのCO2削減ポテンシャル診断推進事業（以下「補助事業」という。）のうちCO2削減ポテンシャル診断事業（以下「診断事業」という。）を実施します。

診断事業の実施にあたり、工場や事業場等の事業所（以下「受診事業所」という。）を対象にCO2削減ポテンシャル診断（以下「診断」という。）を実施する専門機関（以下「診断機関」という。）を募集いたします。

目次

応募に当たっての留意事項.....	2
1. 診断機関に求められる役割.....	3
2. CO2削減ポテンシャル診断事業の目的.....	5
3. CO2削減ポテンシャル診断事業の概要.....	7
4. 診断機関の公募.....	13
5. 補助対象経費.....	17
6. 問い合わせ先.....	17

別紙1：個人情報のお取り扱いについて

別紙2：暴力団排除に関する誓約事項

応募にあたっての留意事項

本補助金は国庫補助金を財源とし、社会的にその適正な執行が強く求められているため、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

応募にあたっては、本公募要項に記載されている内容を十分にご確認ください。

応募申請書は、「診断機関応募様式 書き方の手引き」に従い、作成してください。なお、応募申請書を作成する際には、以下の点に留意してください。

1. 採択された診断機関名と対応可能な範囲はリスト化し、組合のHPに掲載します。
2. 応募書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった機関の応募は無効とします。
3. 応募書類の作成と送付に要する費用は応募機関の負担とします。
4. 提出された応募書類は、返却いたしません。必ず写しを保管してください。
5. 応募書類に記載された情報は、補助事業を円滑に実施するため、委託元である環境省に提供しますが、取り扱いはこの限りとします。
6. 提出された応募書類は、応募期間の採択判断に必要な範囲において、複製を作成する場合があります。
7. 応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を提出してください。

1. 診断機関に求められる役割

診断事業は、診断機関の皆様は、受診事業所のエネルギー使用状況を診断して経済性の高いCO2削減対策を提案していただき、対策を実施した場合の費用や削減効果等に関する情報提供を行うものです。受診事業所における低炭素化投資を効果的に促進するためには、エネルギーコストやCO2排出量の削減効果、投資回収に要する期間等、投資決定に必要となるコストと利益の適切な評価に基づいた経済性に優れた対策の提案が必要です。そのため、診断機関の皆様による、専門家として有する知見に裏打ちされた診断がその成功の「カギ」を握っています。

そこで、診断機関の皆様には、補助金の交付を受ける受診事業所が抱えているエネルギー管理に関する課題や悩みに耳を傾け、受診事業所のニーズに応えながらCO2をできるだけ多く削減できる効果的な対策の提案をお願いしております。診断機関の皆様には、受診事業所と積極的にコミュニケーションをとりながら、粘り強く診断を実施していただくことを期待しております。

具体的には、以下に挙げるポイントを踏まえ、診断機関の皆様が専門家として有する知見を最大限活用いただき、受診事業所の満足度が高い、また少しでも多くのCO2削減につながる診断結果をご提供いただくよう、お願い申し上げます。

1. 受診事業所のニーズに合った診断を実施するために、受診事業所が持っている課題や改善に対するニーズを把握してください。その際、受診事業所から提供されるデータだけで満足せず、必ず受診事業所の担当者の方の声に耳を傾けてください（受診事業所の担当者にエネルギーの使用状況やコスト等の把握が不十分であると思われる要素があれば、丁寧に背景の説明をしたうえで、事情を聴取し、現状を把握してください）。
2. データの収集や分析を通じた、個々の設備や機器に対する改善策の検討を十分に行ってください。
3. 対策を検討するに当たっては、専門家として有する知見を活かし、また、事業所の特徴に応じて、幅広い項目をカバーしながらも、できるだけ具体的な対策を提案していただき、受診事業所が今後の対策実施を検討するにあたって有効な成果を提供してください。
4. 診断結果報告書（以下「診断報告書」という。）の作成にあたっては、所定の様式に沿って記載するだけでなく、補足的なデータや説明の補助となる写真や図表などを活用した資料を追加するなど、情報を分かりやすく提供することに心がけてください。
5. 上記の具体的内容については、「CO2削減ポテンシャル診断ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）にまとめてありますので、下記URLからダウンロードの上、ご活用ください。なお、応募される診断機関に所属される診断員の方は必ずお読み頂きますようお願いいたします。

※ ダウンロードURL：<http://co2-portal.env.go.jp/guideline>

注：診断事業の実施過程においては、受診事業所が補助事業の執行団体である組合に対して行う諸手続き（交付申請、完了実績報告等）にも、受診事業所の求めに応じてご対応いただく可能性があります。診断の遂行と合わせて、確実に診断事業が遂行できるようにご協力ください。

2. CO2削減ポテンシャル診断事業の目的

診断事業では、採択された受診事業所に対して、公募により採択された診断機関が設備の電気・燃料等のエネルギー使用量の計測やデータ解析並びに設備の稼働状況等の診断を行います。診断機関は、受診事業所に対してCO2排出量、エネルギー使用量削減のために有効と考えられる対策を提案するとともに、対策に要する費用・効果等に関する情報を提供します。

また、得られた情報は、環境省がCO2排出量やエネルギー使用量の削減対策の導入ポテンシャルの把握や普及のための広報などにも活用していく予定です。

2.1 CO2削減ポテンシャル診断事業のスキーム

診断事業のスキームを以下の図1に示します。

- ① 診断機関の公募及び採択結果の通知は、組合の診断機関窓口（以下「診断機関窓口」という。）が実施します。
- ② 受診事業所の公募及び採択結果の通知は、組合の受診事業所窓口（以下「受診窓口」という。）が先着順にて実施します。
- ③ 診断機関は受診事業所と個別に契約を締結した上で診断を実施します。その後、診断機関が報告会を実施し、受診事業所から診断費用を受領すれば診断が完了します。
- ④ 診断報告書は診断結果報告会（以下「報告会」という。）を実施する前に、診断結果報告書確認機関において、記載内容のチェックを実施します。
- ⑤ 受診事業所が受診窓口にて完了実績を報告（補助金申請）し、受診窓口が事業の完了を確認すれば補助金が交付され、診断事業が完了します。

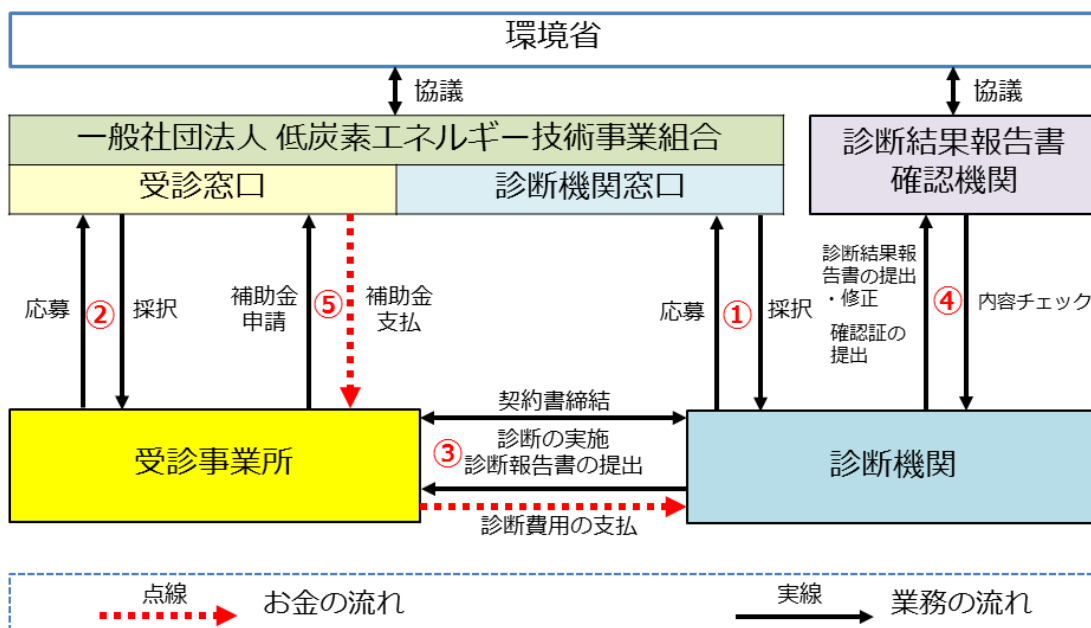


図1 診断事業のスキーム

2.2 CO2削減ポテンシャル診断事業のスケジュール

診断事業・低炭素機器導入事業（以下「導入事業」という。）のスケジュールを以下の図2に示します。

- (1) 受診事業所の公募及び採択結果の通知は、受診窓口が先着順にて実施します。
- (2) 診断の実施期間の最終期限（診断完了日）は、最も遅くて2019年12月27日（金）となっています（診断ごとの実施期間の最終期限は、交付決定時に確定します）。
- (3) 受診事業所が導入事業（2次公募）に応募する場合、導入事業の2次公募期間（2019年8月1日から8月30日）までに診断事業を完了させる必要があります。

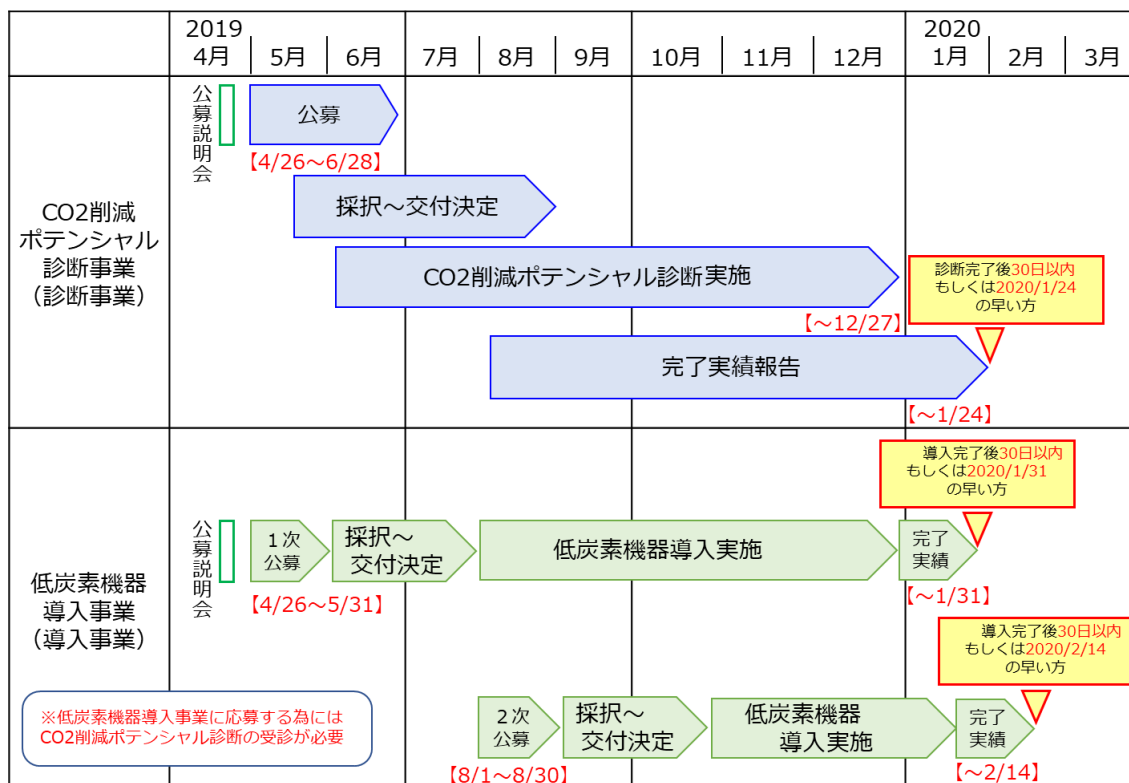


図2 診断事業・導入事業のスケジュール

3. CO2削減ポテンシャル診断事業の概要

3.1 CO2削減ポテンシャル診断事業の流れ

診断事業の流れを以下の図3に示します。(診断機関が具体的に実施する項目は、診断機関の列を参照してください)

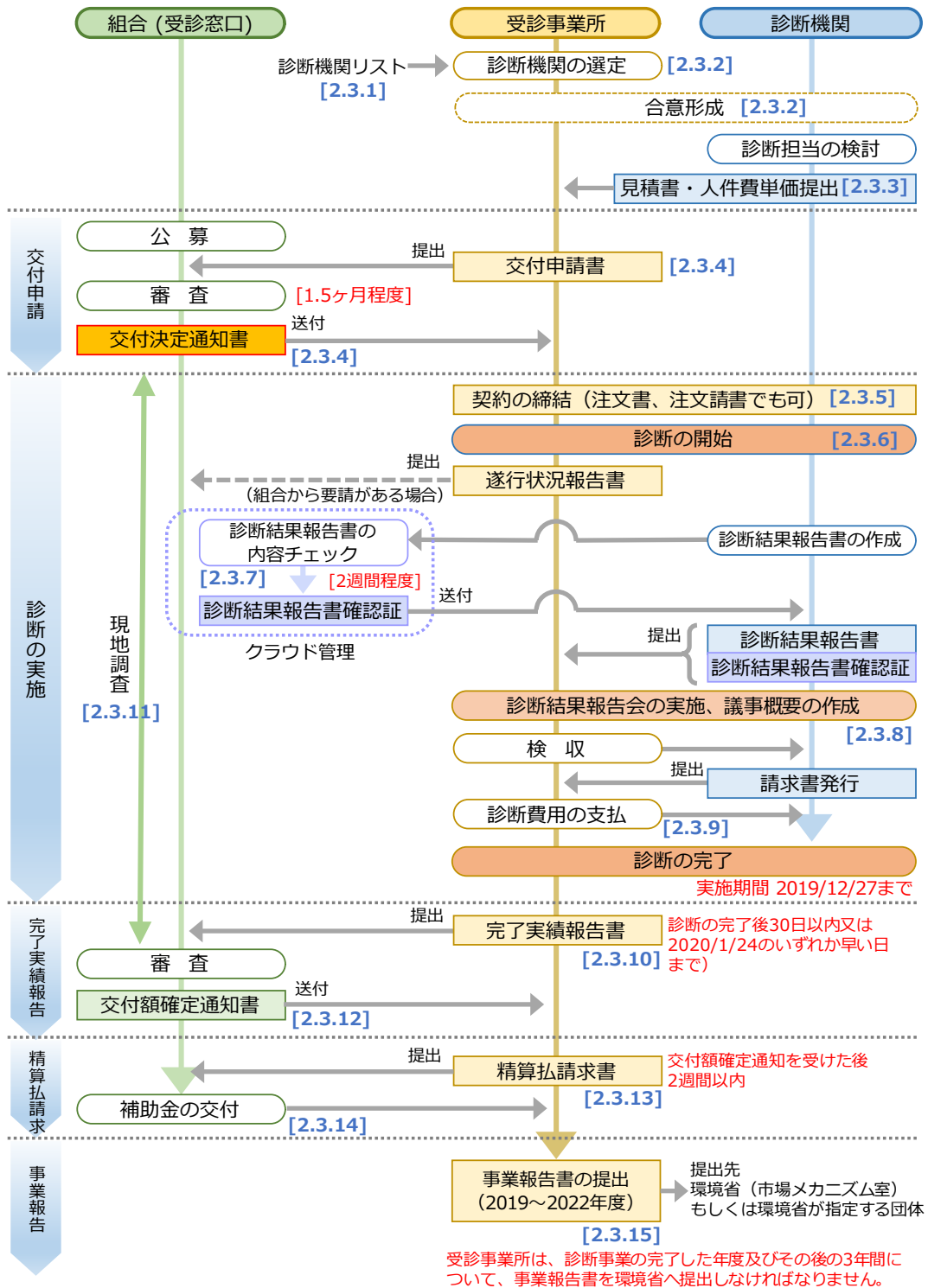


図3 CO2削減ポテンシャル診断事業の流れ

3.1.1 受診事業所との診断実施に関する合意形成

診断事業では、受診事業所自らが診断機関を選定したうえで交付申請することを基本としています。また、受診事業所が交付申請する際は、診断を担当する診断機関から「採択された場合は確実に診断を実施する」旨の合意をあらかじめ得ていることが条件の一つとなります。

受診事業所が交付申請する際には、本診断機関公募により採択された診断機関リストの中から、受診事業所が希望する診断内容・地域・業種等と合致する診断機関に対応の可否を事前に確認します。診断機関は、受診事業所の採択後に診断の実施が困難になることがないように、診断内容・地域・業種・件数等を事前に確認して対応してください。

受診事業所が適切な診断機関を探す際、又は診断機関が受診事業所を探す際に、双方の自主的な活動の中で診断の合意形成が出来ない場合は、最適な相手を選定できるように組合がサポートします。

診断機関が未定で紹介を希望されている受診事業所のリストは組合のHPに掲載し、診断機関に限定して公開する予定です。

3.1.2 受診事業所への見積書の提出

受診事業所が交付申請を行う際には、診断機関からの見積書が必要となります。受診事業所と協議し、診断費用の見積書及び診断に係る人件費単価根拠書類を受診事業所へ提出してください。

3.1.3 交付申請と決定通知

- (1) 受診事業所は、受診窓口が公募を実施します。(受診事業所の公募期間は2019年4月26日から6月28日17時まで)
- (2) 受診事業所は、交付申請書を作成し、公募要領に記載がある書類とともに受診窓口に提出します。(公募結果通知までに要する標準的な期間は、必要書類に不備や間違いがない場合、交付申請書が到着してから1.5ヶ月程度を見込んでいます)。
- (3) 受診窓口は交付申請書を審査し、交付決定通知書を受診事業所へ送付します

3.1.4 受診事業所の要件

交付申請できる受診事業所の要件は以下のとおりです。

- (1) 直近年度におけるCO2の年間排出量が50トン以上3,000トン未満の事業所（工場、事業場等）を対象とします。ただし、過去に環境省の診断事業を受診した事業所を除きます。
- (2) 受診事業所の採択予定件数は、1,000件程度を想定しています。
- (3) 採択は、先着順で実施します。

3.2 CO2削減ポテンシャル診断の実施

3.2.1 受診事業所との契約の締結

交付決定通知後、診断機関と受診事業所との間で診断の実施に係る契約（注文書および注文請書でも可）を締結してください。

3.2.2 診断内容の協議

診断機関は、受診事業所との契約を締結後、速やかに診断の内容を受診事業所と協議し診断を進めてください。

注：本年度の診断事業では、変動値計測の実施が必須となっています。

診断では、受診事業所が保有する資料（エネルギー使用状況、保有設備に関する資料、過去の診断結果等）を分析し、現場ヒアリング・現地踏査および変動値計測（1週間程度の連続計測（土日祝日を含む））を実施します。

診断のステップと主な業務内容を以下の図4に示します。なお、ステップ1「協議/情報・データ収集」からステップ5「報告会」までの目安は6週間程度です。

- ステップ1 受診事業所との事前協議、情報・データ収集を行います。（1～2日）
- ステップ2 現場の踏査および計測等を実施します。（1～2週間）
- ステップ3 計測データ等を分析し、診断報告書を作成します。（2週間程度）
- ステップ4 診断報告書の内容チェックを実施します。（2週間程度）
- ステップ5 報告会を実施します。（半日程度）

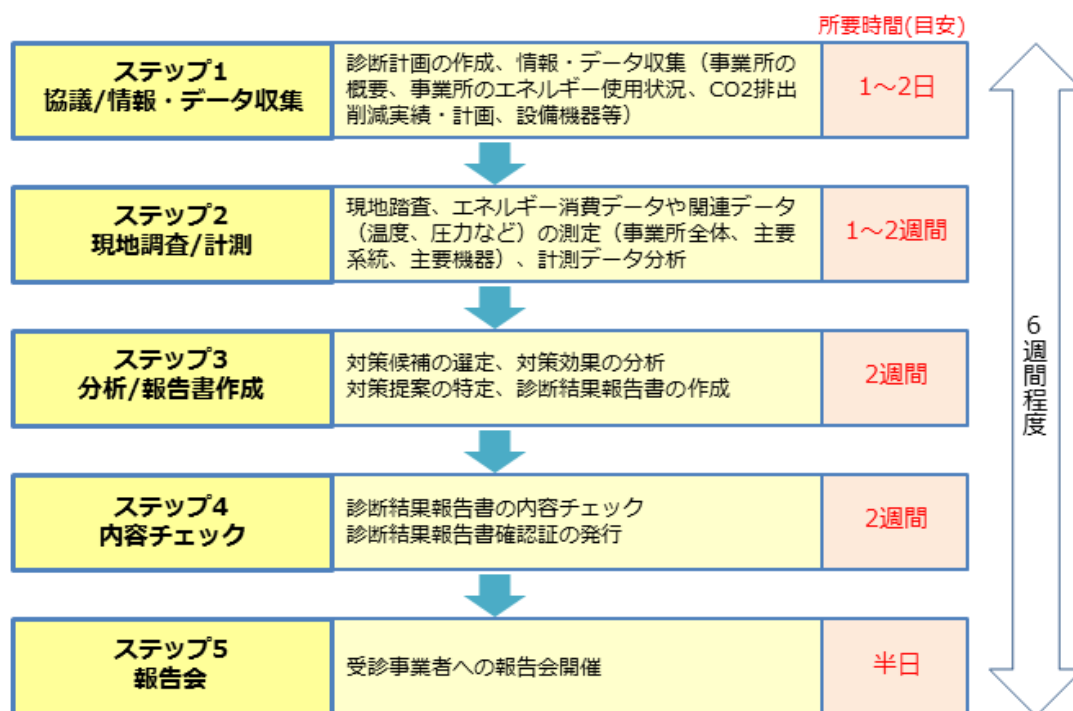


図4 診断のステップと主な業務内容

3.2.3 診断を進める上で留意すべき事項

(1) スケジュール管理

- ① 受診事業所が提出した交付申請書の内、実施計画書に記載がある事業実施のスケジュールに従い実施してください。

- ② 実施計画の作成、遂行状況の報告、診断報告書の提出、報告会の日程等の調整など、対応が遅れないようにスケジュールを管理してください。
- ③ 多くの受診事業所と契約している診断機関に対しては、診断機関窓口が遂行状況報告書の提出を要請し、スケジュールの管理状況を確認する場合があります。

(2) 受診事業所とのコミュニケーション

診断を開始する段階で受診事業所の悩み、要望等をしっかりと把握していただいた上で、診断方針や診断対象とする設備・機器、診断の進め方等について、受診事業所と十分に協議してください。

(3) 計測

計測には、定常値計測と変動値計測の2種類があります。定常値計測は変動が緩やかな物理量に対する計測であり、メータやゲージ等の確認により比較的短時間で状況把握ができます。また、変動値計測は、季節や曜日、時間帯、生産状況等で変動するエネルギー関連量の計測であり、CO2削減に関する対策候補を適切に抽出する目的で行います。

計測箇所や計測項目、計測時期、計測の必要性等について受診事業所の納得を得た上で計測を実施してください。

計測を実施する際には、必要に応じて受診事業所側の立会いを求めるなど、安全の確保に十分配慮するとともに、受診事業所の事業活動への影響がないように留意してください。

(4) 対策提案

- ① 対策提案は、診断機関が専門家として有する知見を活かし、また、事業所の特徴や要望に応じて、できるだけ具体的に提示してください。
- ② 設備・機器の導入や更新に該当する対策が1対策あたりのCO2削減量は多くなる傾向にあります。一方で、運用改善は、初期投資費用を必要とせず、経済合理性という意味では、受診事業所にとってのメリットが大きい傾向にあります。設備・機器の導入や更新に関する対策と運用改善に関する対策等を、どちらかに偏ることなく、幅広く提案してください。
- ③ 受診事業所に対して提案した対策の実施を実現させるため、対策がどのようにCO2削減やコストセーブに結びつくのか、また、初期投資費用はかかってもそれだけの価値がある対策提案であるということをわかりやすく説明してください。
- ④ 受診事業所に提案した対策の実施に障害がある場合は、障害を解決するためのアドバイスを提示してください。

3.3 診断結果報告書の作成・提出

3.3.1 診断結果報告書の内容

- (1) 診断結果は、診断報告書にまとめてください。
- (2) 診断報告書の様式は別途指定するので、その様式に従って作成してください。
- (3) 診断報告書の全体構成を表1に示します。

表1 平成31年度の診断結果報告書の全体構成

<p>「全体構成」</p> <p>表紙</p> <p>1. 診断結果報告書の総括</p> <p>2. 事業所の現状</p> <p>3. 現状の課題とCO2削減ポテンシャル</p> <p>4. 診断結果報告会議事録</p> <p>5. 事業所・診断機関情報、診断実施の記録</p> <p>添付資料A. 計測状況</p> <p>添付資料B. 対策個票・対策個票詳細</p> <p>資料C. エネルギー管理状況・CO2削減の取り組み状況</p> <p>「添付資料」</p> <p>変動値計測の全データ</p>

(4) 診断報告書の作成にあたっては、データのみならず、文章についても分かりやすく記載していただくようお願いします。特に専門的な用語や略称を使用する場合などには、補足的な解説などを付けるように心がけてください。

(5) 診断報告書の作成ポイント

- ① 受診事業所を総合的に診断して対策を提案していること。(対策提案のすべてが特定の機器に偏ったものではないこと)
- ② 対策実施によるCO2削減量の計算については、計算過程で使用している各項目の意味を文章で説明していること(台数、稼働時間、仕様等)。また、後々、受診事業所自身で説明でき、対策実施の条件(台数、稼働時間、仕様等)を変更しても効果の計算ができること。
- ③ 対策導入の効果やコストについては必ず根拠を明示しているとともに、適宜、写真や補足資料などが添付してあり、受診事業所にとってわかりやすいこと。
- ④ 対策提案は運用改善、機器更新などの視点からバランスよく提案されていること。
- ⑤ 対策提案が具体的で直ぐに実施の検討や見積りに入れること。
- ⑥ 対策提案の有効性を経営層が容易に理解できるように、診断報告書の説得力を高める工夫がされていること。

3.3.2 診断結果報告書の内容チェック

報告会の前に診断報告書の内容チェックを行いますので、事前に診断報告書と「診断結果報告書確認証」(以下「確認証」という。)を診断結果報告書確認機関に提出(中間報告)してください。記載されているデータや分析結果等に誤りや不備がある場合は、必要に応じて修正事項を指摘します。報告会では修正後の診断報告書を使用してください。指摘事項の内容によっては、報告会の前に再提出を求める場合もありますので、指摘事項が解消されていることを確認して確認証に記入してください。

記入済みの確認証は受診事業所が提出する完了実績報告者に添付する書類となりますので、報告会の際、受診事業所には診断報告書とともに確認証を提出してください。

3.4 CO2削減ポテンシャル診断の完了

診断は、診断報告書の作成及び報告会の実施後、受診事業者が診断機関に診断費用の支払いをした日をもって完了となります。（経理処理に要する期間などの事情により費用の支払いが遅れる場合には、請求書の発行日を診断の完了日と認める場合があります）

完了の期限は、交付申請書の実施計画書に記載がある事業実施のスケジュールにおける診断完了予定日までとなります。（診断完了の最終期限は2019年12月27日（金））

3.5 完了実績報告

診断完了後、受診事業所は受診窓口にて完了実績報告を行います。完了実績報告書は診断が完了した日から30日以内、又は2020年1月24日（金）のいずれか早い日までに受診窓口へ提出する必要があります。完了実績報告書には診断報告書、確認証、診断機関への「振込を証明する書類」等を添付します。

3.6 補助金の交付

受診窓口は受診事業所が提出した完了実績報告書を審査し、交付額確定通知書を受診事業所へ送付します。交付額確定通知書を受領した受診事業所は精算払請求書を受診窓口へ提出します。受診窓口は精算払請求書を受け取った後、30日以内に指定口座へ補助金を振り込みます。

3.7 現地調査の実施

診断機関窓口は、診断事業の制度設計の参考及び適正かつ円滑な実施のため、新規診断機関や診断件数の多い診断機関を対象に、診断の実施中、報告会開催時や診断事業完了後等の時点で、必要に応じて現地調査を実施いたします。

3.8 CO2削減ポテンシャル診断事業の補助金額

診断の費用は受診事業所との契約によって決まり、受診事業所が診断機関に支払います。受診事業所は受診窓口より補助金の交付を受けます。なお、受診窓口が受診事業所に支払う補助金の上限額は90万円～110万円です（変動値計測の実施内容により変動します。詳細は診断事業の公募要領で確認してください。）。受診事業所の自己負担を含めてそれぞれの上限額を超える診断を実施することも可能です。また、それぞれの上限額一杯の契約にする必要もありません。

※補助金の交付額（支払額）は、交付申請額のうち、組合から認められた額（交付決定通知額）と、実際に補助事業に要した経費とを比較して少ない方の額とします。

3.9 診断責任者へのアンケートの実施

診断の完了後、診断責任者の方々にアンケートを実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。アンケートの様式については、診断責任者の方々に直接送付させていただきますので、記入後診断機関窓口へ提出してください。

4. 診断機関の公募

4.1 診断機関の公募から説明会までの主要スケジュール

診断機関の公募及び採択結果の通知は、診断機関窓口が実施します。

診断機関の公募から採択、診断機関向け説明会までの主要スケジュールを以下の表2に示します。

表2 主要スケジュール

項目	日程
* 公募期間	4月1日（月）～12日（金）
* 採択通知（診断機関へメール通知）	4月18日（木）
* 診断機関リスト公開（組合HP）	4月18日（木）
* 診断機関向け説明会（7ヶ所程度）	4月23日（火）～26日（金）

※診断機関向け説明会の日時と会場の詳細については、4月10日（水）ごろ組合のHPに掲載する予定です。

4.2 診断機関の公募と採択

4.2.1 公募と採択

応募する診断機関は、応募申請書に必要事項を記入の上、期限内（2019年4月12日（金）17時必着）に診断機関窓口へ提出してください。なお、書留郵便や宅配便等の配達記録が残る方法で提出してください。応募申請書の持参による提出は受け付けません。

2019年度（平成31年度）の診断機関として登録を希望するすべての機関は応募申請が必要となります

- (1) 平成30年度の登録診断機関は、更新申請をしてください。
- (2) 新規に応募される機関は、新規申請をしてください。

提出が必要な書類等については、書き方の手引きの「申請に必要な書類と電子ファイル」を参照してください。

応募書類の内容（応募要件・経験要件及び財務状況等）に基づき、診断に参加可能な診断機関の採択を診断機関窓口が行います。なお、採択されたとしても、受診事業所の割り当てが必ずしも保証されている訳ではないことに留意してください。

4.2.2 診断の共同実施

2社までの診断機関が共同して診断を実施することができます。受診事業所と診断の共同実施に関する合意を形成した上で、応募申請書の別紙1に必要事項を記入してください。

共同実施する副診断機関も応募書類（書き方の手引きの「申請に必要な書類と電子ファイル」を参照）の提出が必要です。応募申請者である主診断機関が取りまとめて診断機関窓口へ提出してください。

また、診断機関として採択された後でも共同実施の申請が可能です。上述した必要事項を記入した応募書類を診断機関窓口へ提出してください。

共同実施には、下記のメリットが考えられます。

- (1) 都市部と地方の診断機関がコラボレーションすれば、遠隔地域の顧客を獲得できるというメリットがあります。
- (2) 移動距離が少なくなれば旅費がかからず、診断実務への費用配分を大きくできます。
- (3) 主副の組み合わせが両者の不得意分野の補完であれば、診断の内容が充実し、大きな成果が得られます。

また、計測・データ分析・対策提案の中で必要となる単純作業の一部を外部の組織に委託する場合は外注とみなし、診断機関が監督責任を負うものとします。計測、データ分析、対策提案等の診断の質に係わる部分を外部の組織に委託する場合は、共同実施である必要があります。

4.3 診断機関としての応募資格要件

補助事業のうち診断を実施する診断機関として応募を希望する機関は、次の(1)、(2)の資格要件を満たしている必要があります。

- (1) 診断の実施及び診断報告書の作成に係る責任者（以下「診断責任者」という。）として後の4.4.1の(1)(2)(3)及び4.4.2の(1)(2)の要件を満たす者を配置できること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。かつ、直近2期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス）がなく、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

4.4 診断責任者の責務と応募要件

4.4.1 責務

認定された診断責任者には、下記の事項を遵守していただきます。

- (1) 担当する診断について実施計画を作成し、遅延や計画変更が発生しないように、作成した日程に沿った遂行状況の報告、診断報告書の提出、報告会等の実施スケジュールを調整し管理する。
- (2) 契約後、担当する受診事業所の生産工程、使用している設備や機器等の仕様や稼働状況を確認するために、現地踏査を実施する。
- (3) 診断報告書の作成に当たっては、記載内容を最終確認し、報告会を主催して出席する。

4.4.2. 応募要件

診断を実施する診断責任者は、下記の(1)と(2)の要件を満たしている必要があります。

- (1) 【資格要件】(ア)～(ク)の資格のいずれかを所持していること
(ア) エネルギー管理士（旧資格にあつては熱または電気の資格保持者）

- (イ) 一級建築士
 - (ウ) 建築設備士
 - (エ) 技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境）
 - (オ) 第1、2、3種電気主任技術者
 - (カ) エネルギー診断プロフェッショナル
 - (キ) ビル省エネ診断技術者
 - (ク) 第一種エコチューニング技術者（第二種は含まない）
- (2) 【経験要件】 下記の要件を満たしていること

過去5年間にCO2削減ポテンシャル診断で診断員としての経験、又は事業所のエネルギーの使用状況を調査・分析し、その合理化に資する措置を提案する事業又はESCO事業等を行った経験が、合計3件以上あること。

なお、CO2削減ポテンシャル診断以外の診断において作成した診断報告書／省エネルギーに関する報告書については提出していただきます。報告書の内容は、以下の4つのポイントを含んで詳細に記述されていることが必要です。

- ① 受診事業所を総合的に診断して対策を提案していること。
- ② 提案の効果計算について受診事業所の実態を把握したうえで論理的に行い、後で再検証できる記述であること。
- ③ 削減量への計算根拠が明確であること。
- ④ 提案の効果が、エネルギー使用量又は原油換算使用量の削減又はCO2削減量の数値で示されていること。

注：添付された省エネルギーに関する報告書の内容から、過去の実績における提案で省エネ・CO2削減効果が期待できないものなど、著しく不十分な内容であると判断される場合は、診断責任者として認定しません。

4.4.3 診断責任者の追加認定

診断機関登録後においても、診断責任者を追加認定します。

<追加申請者の資格要件>

追加申請者も4.4.2の(1)と(2)の要件を満たしている必要があります。

<追加申請期間>

6月3日(月)～11月22日(金)

<追加認定方法>

応募申請書（書き方の手引きの「申請に必要な書類と電子ファイル」を参照）を受付後、提出された書類の審査に2週間程度を要します。審査結果についてはメールにより通知します。

なお、追加認定された診断責任者に対しては、所属する診断機関の認定診断責任者が、診断に対応できるように必要十分な教育を実施してください。

4.5 応募の方法

本公募要領に記載されている内容を十分にご理解いただいた上で、応募してください。

応募様式を組合HPからダウンロードして応募申請書に必要事項を記入し、指定された書類と電子ファイルを提出してください。応募申請書様式1は、電子ファイルに記入してから印刷し、捺印した原本を電子ファイル化したものと共に提出してください。

4.5.1 提出部数

(1) 応募申請書様式1（別紙1～3を含む）・2・3及び添付資料の書類 …… 各1部

(2) 全ての電子データを記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R） …… 1部

※提出に必要な書類を書き方の手引きの「申請に必要な書類と電子ファイル」の表に記載しておりますのでご確認ください。

※4.4.2(2)で提出が必要な診断報告書／省エネルギーに関する報告書は、電子ファイルで提出してください。

4.5.2 応募受付期間

4月1日（月）～4月12日（金）17時必着

4.5.3 提出方法と提出先

以下の提出先宛書留郵便や宅配便等の配達記録が残る方法で提出してください。持参、電子メール等では受け付けません。

〒163-0237 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル37階
一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合
CO2削減ポテンシャル診断事業 診断機関窓口

(1) 応募書類に記入していただいた個人情報の取り扱いについては、本公募要領別紙1「個人情報のお取り扱いについて」をご確認いただき、同意の上、提出してください。

(2) 書類各1部と電子媒体1部を封書に入れ、宛名面に、「診断機関名」及び「2019年度（平成31年度）CO2削減ポテンシャル診断事業 診断機関応募書類」と朱書きで明記し、提出期限までに提出してください。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、診断事業に係る委託料及びその他必要な経費で、組合が承認した経費となります。交付の決定を通知する前に発生した経費については、補助金の交付対象となりません。また、旅費等の経費は社内規定によらず実費弁済とし、支払を証する資料（領収書等）の提出がないものについては、補助金の交付対象となりません。

具体的には、診断事業の公募要領を参照してください。

6. 問い合わせ先

〒163-0237 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル37階

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合【LCEP】 診断機関窓口

担当：中島、高橋、鍋島

電話：03-5909-0677 Fax：03-5909-0678

E-mail：kikaku-ml@lcep.jp

※お問い合わせは、2019年4月1日（月）から2019年4月12日（金）のうち、平日の9:30～12:00、13:00～17:00の時間帯に受付いたします。（上記日時以外（平日の12:00～13:00ならびに土日祝日、年末年始）は受け付けできません。）

個人情報のお取り扱いについて

応募書類にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」に従って対応いたします。

ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。

- (1) 「2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）のうちCO2削減ポテンシャル診断事業」におけるCO2削減ポテンシャル診断を実施する診断機関の選定
- (2) 「2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）」に関する連絡

ご記入いただいた個人情報の利用について

- (1) 2.に示す利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
- (2) 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
- (3) 2.に示す目的のため、「CO2削減ポテンシャル診断事業」の委託元である環境省に提供いたします。
- (4) 利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合 診断機関窓口

電話：03-5909-0677 Fax：03-5909-0678 E-mail：kikaku-ml@lcep.jp

【組合の本件に関する個人情報保護管理者】

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合 常務理事 岩淵 光男

電話：03-5909-0677 Fax：03-5909-0678 E-mail：kikaku-ml@lcep.jp

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。